

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会報告  
～「知的財産推進計画 2010（仮称）」骨子に盛り込むべき事項について～

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会  
副会長 岸 宣仁

## I. 検討経緯

本年2月から検討を開始し、これまで5回の議論において、骨子に盛り込むべきと考えられる事項及びその目標指標について検討を行ってきた。

## II. 検討状況

最近の国際競争力は、技術のみならずビジネスモデルやそのための国際標準化を含む知的財産マネジメントといった「知を使う知」に大きく依存している。そこで、成長戦略における重点分野での国際競争を勝ち抜くためには、何よりスピード感をもって、この「知を使う知」を駆使し、次の取組を進めることが肝要であるという点で検討が一致した。

### 1. 企業等の国際標準化、知的財産を有効なツールとして活用することにより、グローバルな規模で事業に成功する。

（新たな視点）

単に国際標準、知的財産権の獲得を目的にせず、それらを活用した事業での成功を目的とし、そのために必要な戦略を官民一体となり策定、実行する。

（重要施策例）

- 国際標準化や事業化を見据えた、ロードマップを含めた競争力強化戦略の官民一体となった策定・実行
- 欧米のみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムの構築

### 2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。

（新たな視点）

これまで十分に活用されていなかったベンチャー・中小企業、大学を含めた「知」を生み出す能力を活性化するため、これまで手をつけられなかった課題に大胆に取り組む。

（重要施策例）

- ベンチャー・中小企業に対する出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策（例：特許パック料金制度）の検討
- 大学や公的研究機関がそれぞれの研究リソースをもって参画し、イノベーションの出口イメージを共有して共同研究（共創）する場の構築
- 知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職の社会的地位の確立、その人材の育成・確保
- 特許の活用促進や大学を含めたユーザーの利便性向上のための特許制度見直し（例：通常実施権の対抗制度、出願フォーマットの自由化）